

作業委託仕様書

1 事業名

細野ロードパーク東屋屋根修繕業務(右京区京北細野町中之垣内-国道 162 号)

2 業務の目的

右京区京北細野町中之垣内地内の国道162号細野ロードパークにおいて、東屋の屋根部材の多くが腐朽して、この一部が落下している状態である。このため、利用者の安全が確保できないことが課題となり、この東屋が利用されていないほか、周辺の景観も損なわれている。

これより、本業務では、この屋根を修繕することにより利用者の安全を確保して利便性を向上させることや、周辺景観の維持・向上を図るものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月12日(金)まで

4 履行場所

右京区京北細野町中之垣内 国道162号細野ロードパーク内

5 業務範囲

別紙委託箇所図・詳細位置図及び図-①を参照

東屋の屋根のうち木製部分

写真-①



6 業務内容

前項の写真に示した箇所の屋根を修繕する。

1. 既存の木製桁材の撤去

鋼製梁の上部に設置された木製桁材20本を撤去処分する。ただし、このうちの何本かは腐朽して滅失状態にあり、全てが残っていない。撤去した材料は受託者において適正に運搬処分を行う。

2. 桁材の加工

下記の図－①に示した寸法の桁材料について、鋼製梁上に溶接された留め金具に合致するようにボルト穴を開け(1本/2箇所)、防腐処理用の塗装を行う。桁材については支給品(※1)とするが、防腐処理(※2)及びボルト材については受託者にて負担をする。支給品については下記の場所に保管してあるため、受託者において現地まで運搬する。

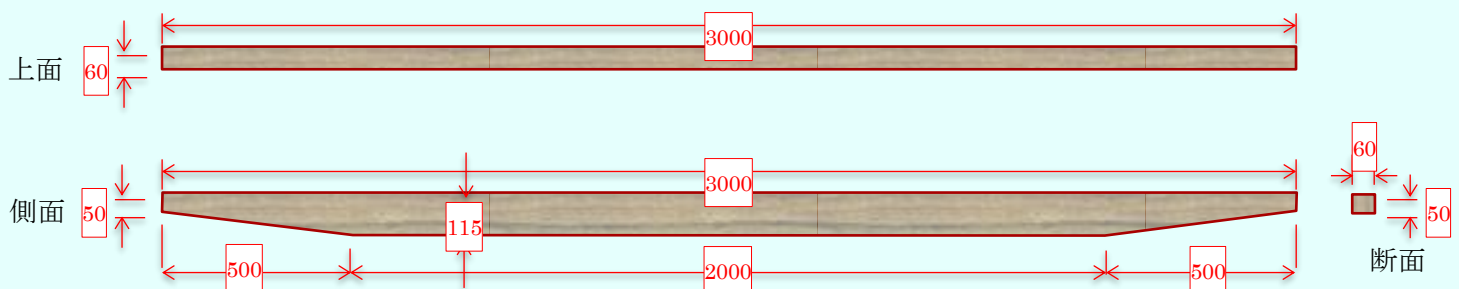
(※1):支給品の置場:右京区京北周山町東丁田

京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫

(※2)防腐処理用の塗装材はロックペイント社製の防腐防虫ステインと同等品以上とし、ブラウン系色とする。塗厚は二度塗り程度を想定している。

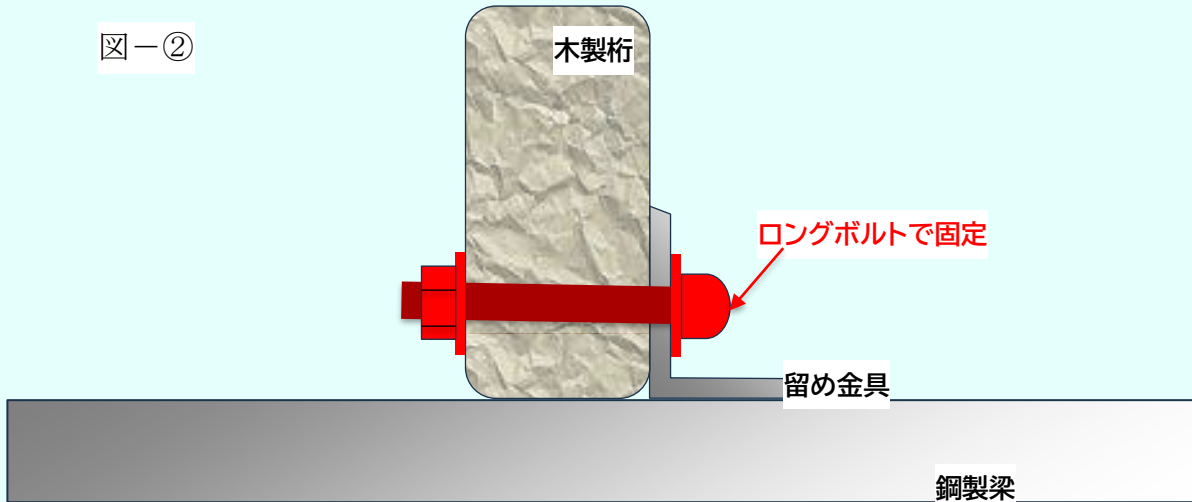
https://www.rockpaint.co.jp/diy/data/catalog/H85_OPIR01.pdf

図－①



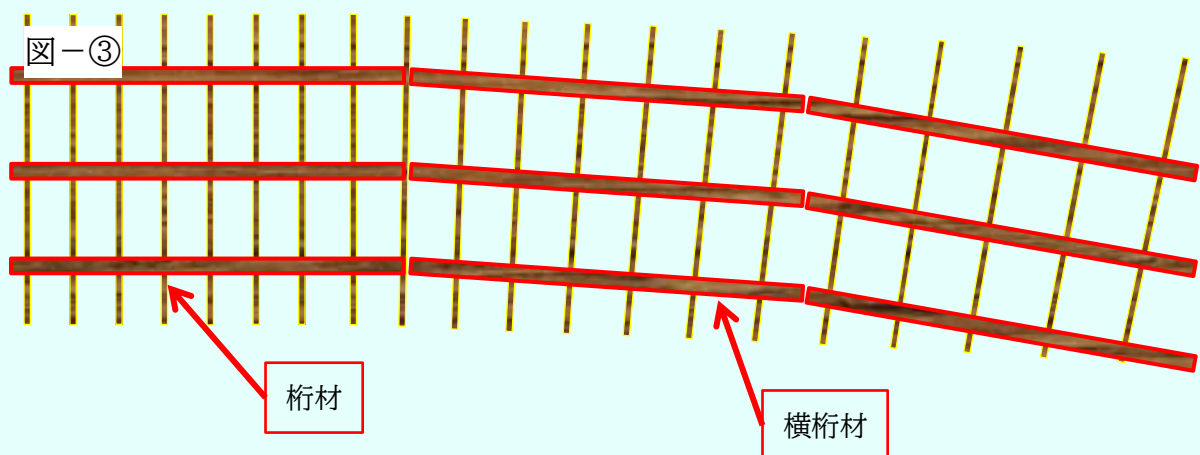
3. 桁材の設置・固定

鋼製梁上に木製桁を20本設置及び固定を行う。固定方法は木製桁が固定できる長さのロングボルトとする。木製桁固定後、この上部に横桁(栈木)を6本設置及び固定する。固定は釘止めで構わない。栈木材は桁材と同様に支給とする。



4. 横桁材の設置

桁材上に横桁を9本の設置及び固定を行う。設置位置は図-③のレイアウトを参考にし、桁材上に両端と真ん中の間隔が均等となるように並べる。固定方法は麻系の縄で3点止めを想定している。横桁用材料の栈木材延長4mは桁材と同様に支給とし、併せて防腐処理用の塗装を行う。



5. 支給材の搬入

支給する材料については以下のところに保管をしているので、受託者において、保管場

所から積込み運搬荷下ろしを行う。

保管場所: 右京区京北周山町東丁田 京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫内

7 見積項目

撤去及び塗装や穴開けを含む加工等の作業、作業時に足場等を使用する際はその費用、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、縄やボルトなどを主とした消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 残材以外に、作業工程で生じたごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、規制を伴う場合は適切に実施すること。
なお、道路規制に伴う道路使用許可が生じる場合は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 交通誘導員は適切な位置に、かつ、道路事情に応じた人員配置を実施する
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定されるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 周辺への作業周知を行うため、実施予定日が確定した際は1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業に先立ち、支給する木材に関して、受託者は発注者へ納入日を確認すること。

(その他)

- ・ 作業で生じた残材は現地に仮置きをせず、作業が終了するその日ごとに搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、郵送やメール※にて本

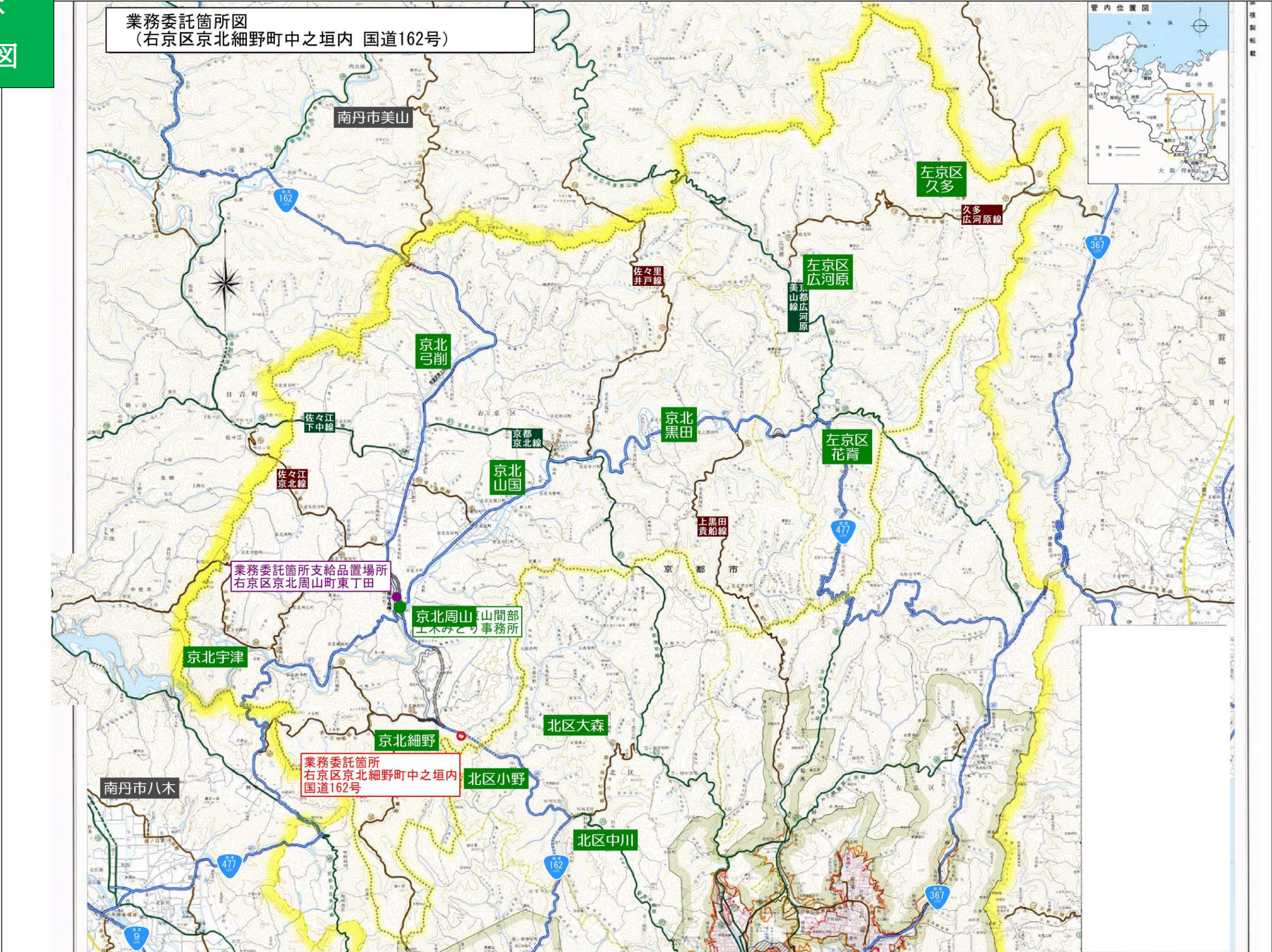
市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)

- ・作業時は可能な限り、路線バスを含む道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に安全な対処をする。写真-④に時刻表を記載しているので、参考にすること。

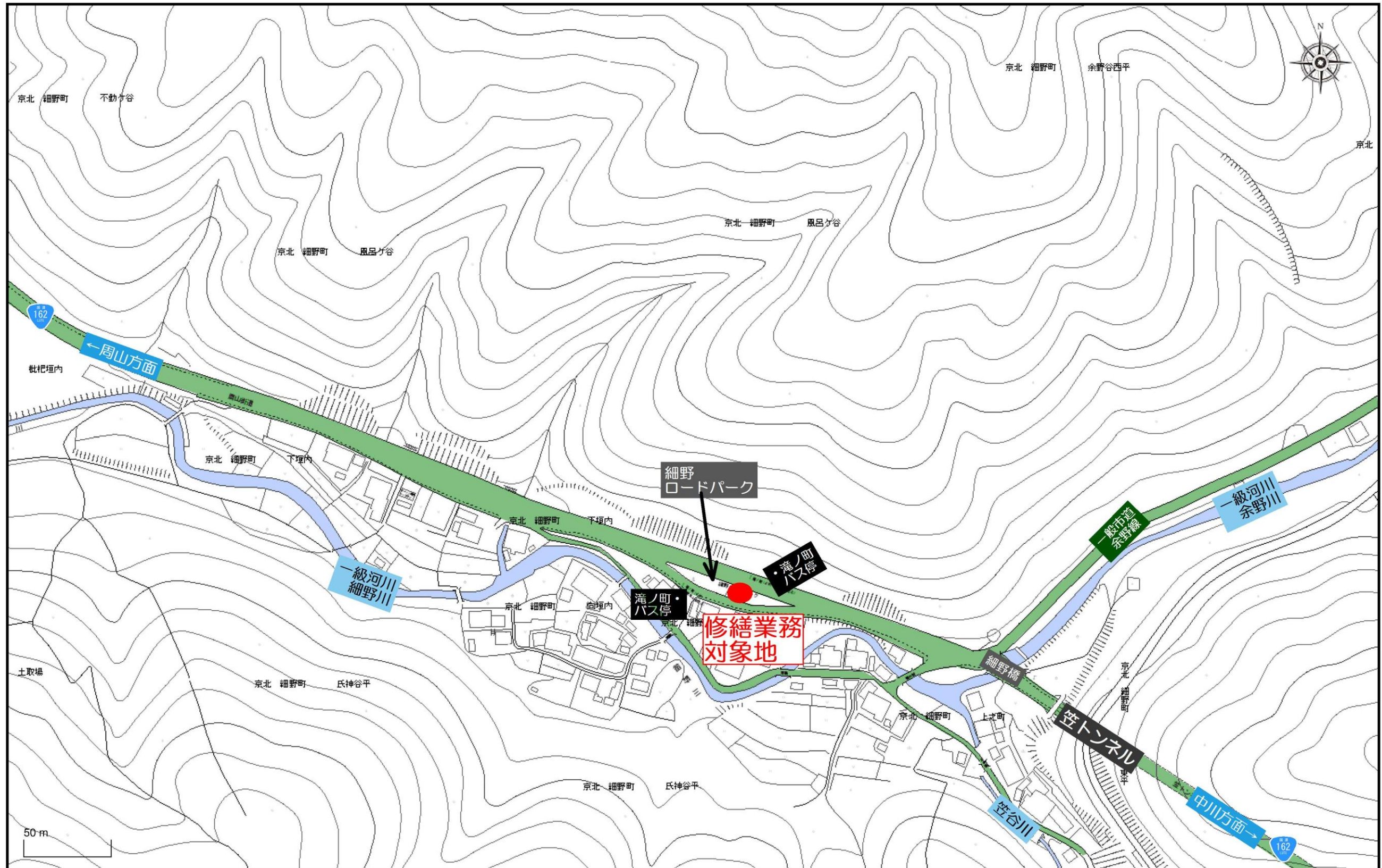
写真-④



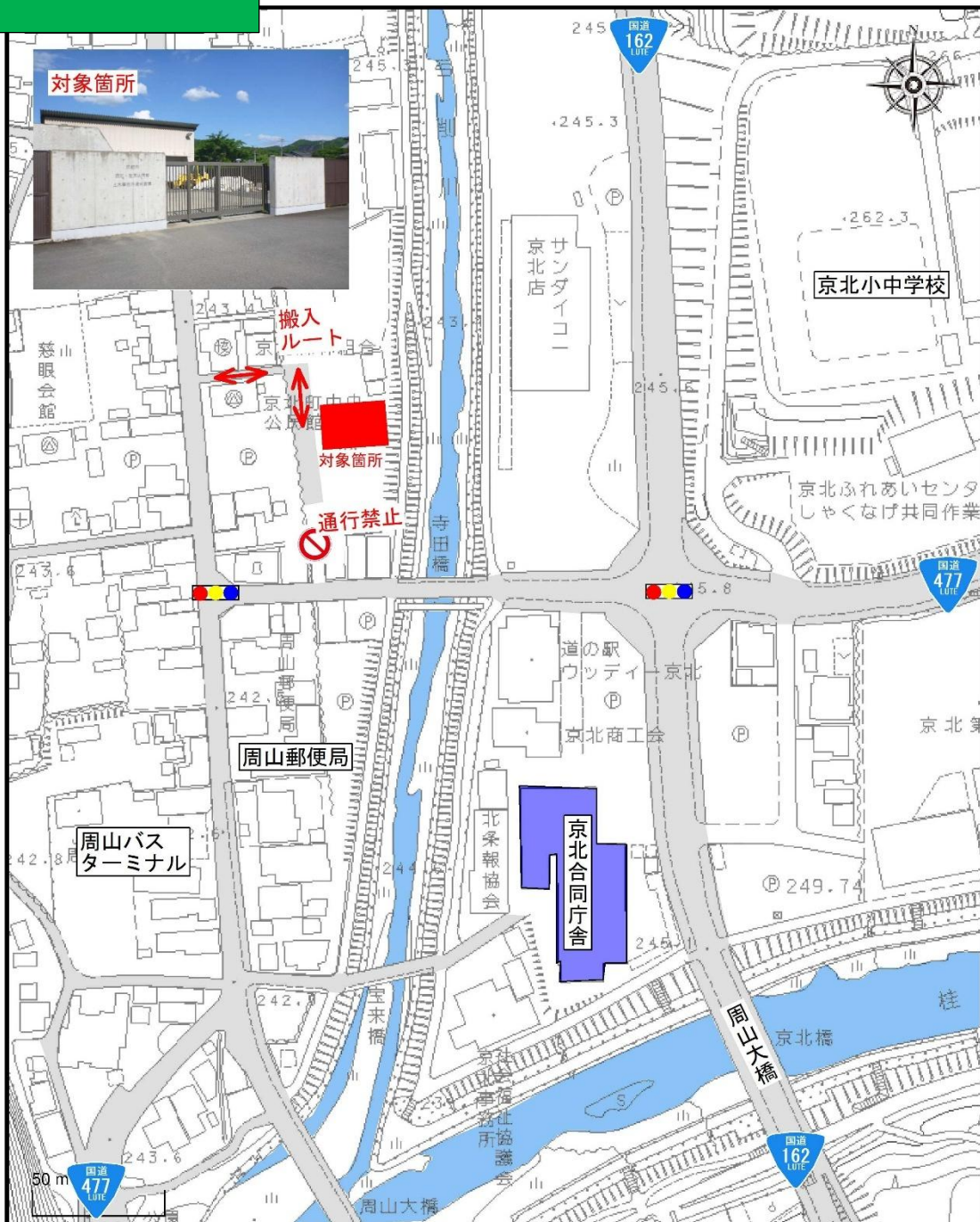
全体
位置図



詳細図



支給品
保管場所



現地写真



